

中国の外資損害保険会社の動向

目次

- | | |
|------------------|-----------------------|
| I. はじめに | IV. 中国自動車保険市場の概況 |
| II. 中国保険市場の概況 | V. 交強險開放と外資保険会社の伸張可能性 |
| III. 外資損害保険会社の概況 | VI. おわりに |

研究員 菅沼 美香

要約

中国の損害保険市場は高い経済成長に伴い拡大を続け、2010年に保険料規模で世界第7位となり、2011年の元受収入保険料は前年比18.7%増の4,779億元（約5兆8,300億円¹）に達した。自動車保険が中心的な種目となっており、元受収入保険料の74.6%を占めている（2010年）。

中国に進出する外資損害保険会社の元受収入保険料は、市場の拡大に伴い増加を続けているものの、マーケットシェアは1.1%と低水準で推移している。外資損害保険会社は、主に外資系企業に対して企業財産保険、貨物保険といった企業分野商品を中心に保険販売を行っており、元受収入保険料に占める自動車保険の割合は9.7%と低い（2010年）。

本稿では、外資損害保険会社の中から、元受収入保険料第1位のChartis社と第2位のLiberty社の取組を紹介する。Chartis社は、中国系損害保険会社が得意としない分野につき、企業を中心に補償を提供し、同社が世界に持つネットワークを活用して海外進出を行う中国企業にサービスを提供している。Liberty社は、外資でありながら中国系保険会社と同様に自動車保険中心の販売戦略を取り、中国系保険会社と提携して任意保険を販売している。

中国の自動車保険は日本と同様に強制保険と任意保険から構成されている。従来、外資損害保険会社に認められていなかった強制保険の販売が、本年5月、開放されることとなった。強制保険の開放は外資損害保険会社に歓迎されており、これを機に自動車保険に参入するとの声が多く聞かれる一方で、強制保険の開放による中国系保険会社への影響は限定的との見方も多い。

また、任意保険においては約款・保険料の自由化の動きがみられており、むしろこの動きの方が外資損害保険会社にとって注目される。すなわち、わが国において規制緩和後にリスク細分型通販型自動車保険で外資損害保険会社が業績を伸ばしたように、中国保険市場においても、任意保険の自由化が高い保険技術を持つ外資損害保険会社に活躍の機会をもたらすのではないかと考えられる。

¹ 1元=12.2円で算出。

I. はじめに

中国経済は、1992年の市場経済導入以降20年間で平均年率10.5%の高い実質成長率を達成し²、2010年にはGDPで日本を追い抜き世界第2位になった。IMFの世界経済見通しによると、中国の2011年の実質成長率は9.2%であり、2012年は8.2%、2013年は8.8%と今後も高い成長率が予測されている³。中国の保険市場も成長を続けており、2010年には保険料規模で世界第6位、損害保険料規模で世界第7位となった⁴。中国をはじめとする新興国の保険料は今後も増加を続けるとみられており、中国は、10年後には米国に次ぐ世界第2位の保険市場になるといわれている⁵。

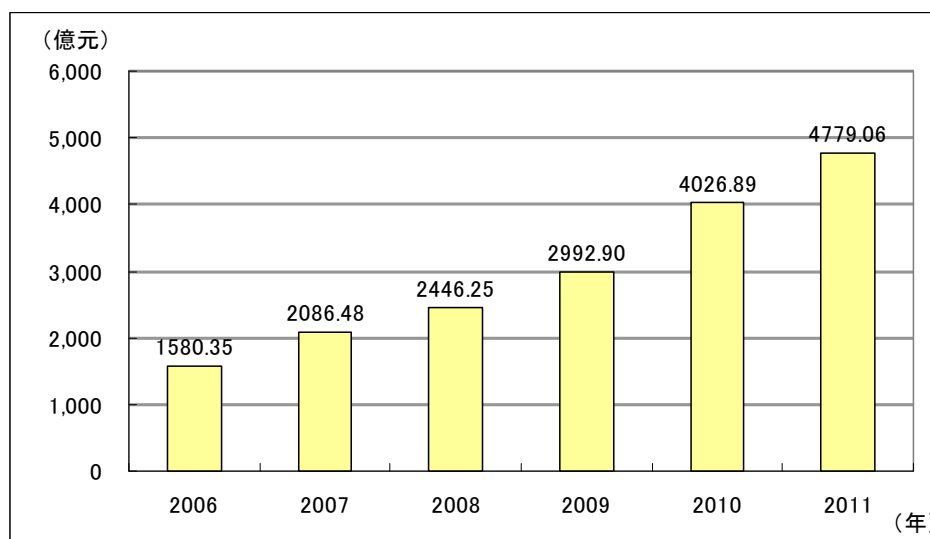
本稿では、成長著しい中国損害保険市場に進出する外資損害保険会社の動向を取り上げる。なお、本稿では外資損害保険会社を「外資保険会社」と呼ぶこととする。

II. 中国損害保険市場の概況

1. 損害保険料収入

中国の損害保険市場は拡大を続けており、2011年の元受収入保険料は、前年比+18.7%の4,779億588万元に達し、2006年から5年間で損害保険市場の規模は約3倍となった（《図表1》参照）。

《図表1》中国の元受収入保険料の推移（2006年－2011年）



（出典）中国保険監督管理委員会ホームページより (visited May 6, 2012) < <http://www.circ.gov.cn/web/site0/> >
 損保ジャパン総合研究所作成。

2011年、中国で営業活動を行う損害保険会社の数は、59社（中国系38社、外資21社）であった。そのうち中国系保険会社大手3社（中国人民財産保険会社（以下、「PICC社」という）、平安財産保険会社、太平洋財産保険会社（CPIC社）で全体の66.6%を占めている（《図表2》参照）。

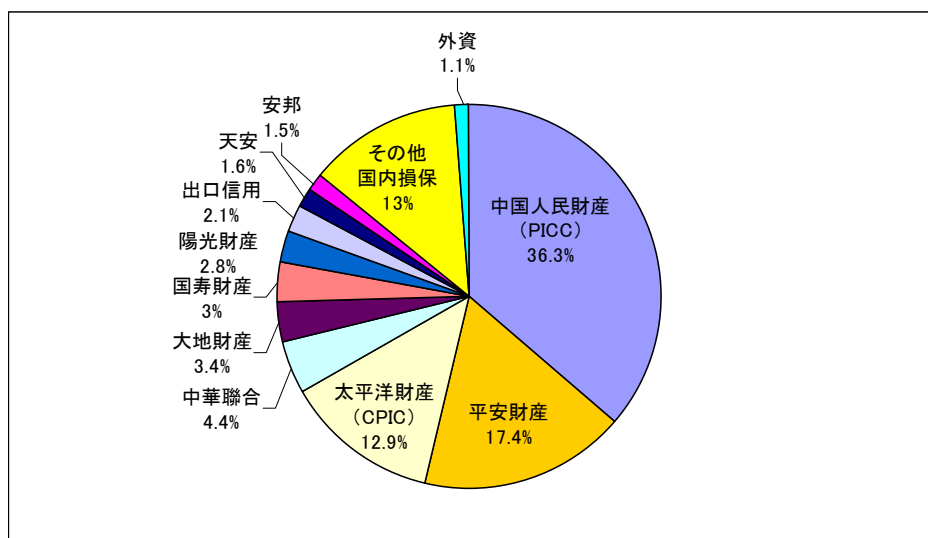
² IMF, World Economic Outlook Database, April 2012

³ IMF 「世界経済見通し」 (2012年4月17日)

⁴ Swiss Re, News release, "New Swiss Re sigma study "World insurance in 2010" reveals growth in global premium volume and capital", Jun.6, 2011

⁵ 同上

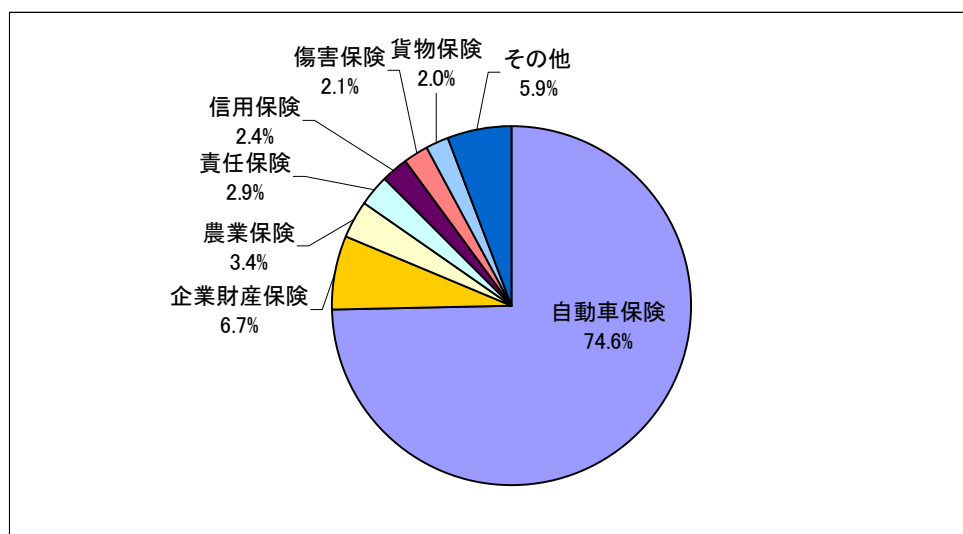
《図表 2》 中国の損害保険会社のマーケットシェア（2011年）



(出典) 中国保険監督管理委員会ホームページ(visited May 6,2012)< <http://www.circ.gov.cn/web/site0/>>より損保ジャパン総合研究所作成。

また、種目構成を見ると、自動車保険が全体の 74.6%（2010 年）を占めている（《図表 3》参照）。

《図表 3》 中国の損害保険会社の種目構成（2010年）



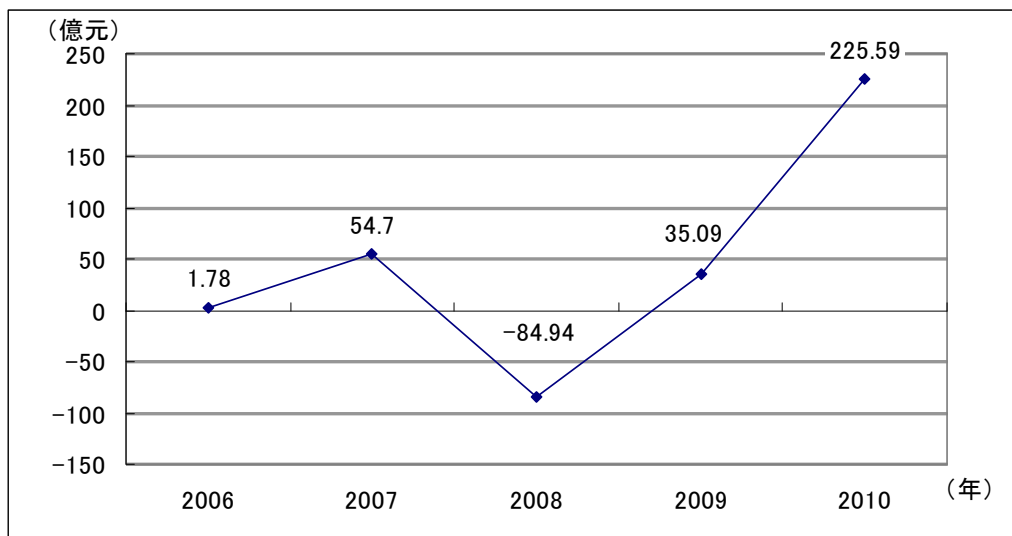
(注) 自動車保険は、強制保険を含む。

(出典) 中国保険監督管理委員会「2010-2011 中国保険市場年報」より損保ジャパン総合研究所作成。

2. 収益性

2006 年以降の中国損害保険市場を見ると、2006 年と 2007 年は黒字であったが、2008 年は赤字となった。その後、2009 年に黒字転換し、2010 年の利益総額見込（税引前）は、前年比 190.5 億元増の 225.59 億元であった（《図表 4》参照）。

《図表4》中国損害保険市場の利益（税引前）推移（2006年－2010年）

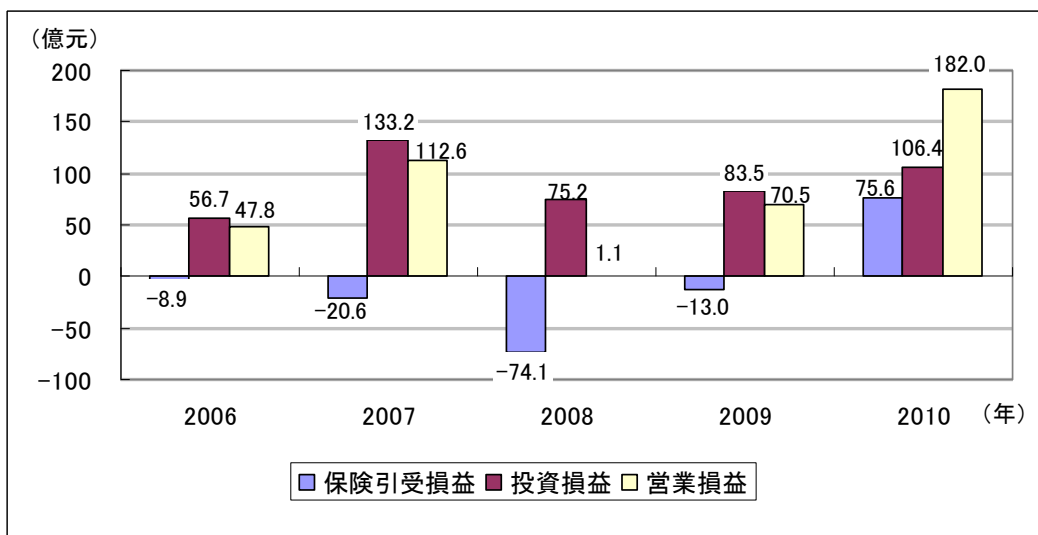


（注）2010年は見込額。

（出典）中国保険年鑑「中国保険市場経営状況分析（2007年～2011年）」より損保ジャパン総合研究所作成。

また、中国系保険会社大手3社を合計した営業損益は、2006年から2010年まで黒字を維持している。2009年までは保険引受損失を投資利益で賄う構造であったが、2010年は投資利益に加え保険引受利益が発生しており、自動車保険の収支が改善していることが伺える（《図表5》参照）。

《図表5》中国系保険会社大手3社の営業損益（税引前）の推移（2006年－2010年）



（出典）中国保険年鑑より損保ジャパン総合研究所作成。

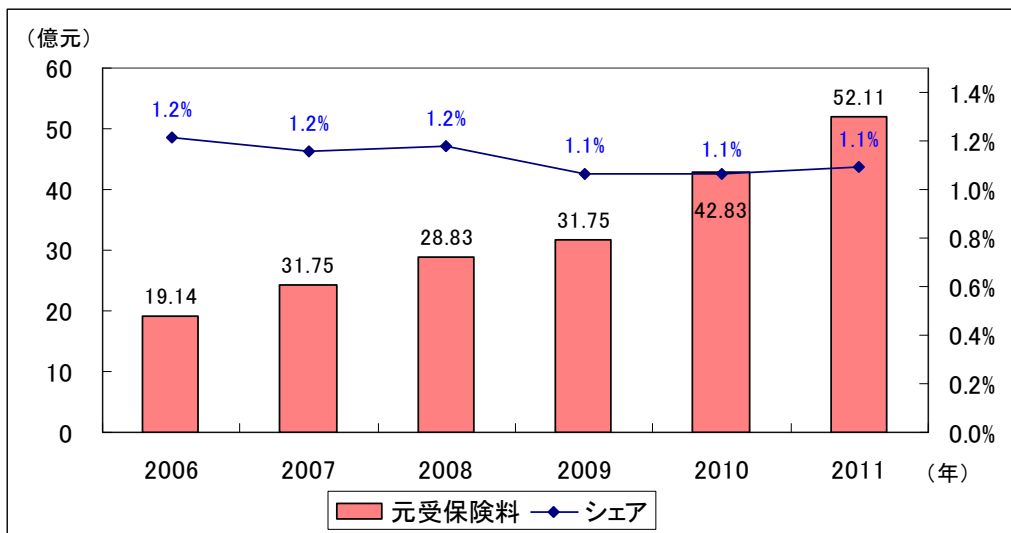
Ⅲ. 外資損害保険会社の概況

1. 外資損害保険市場の概況

中国に進出する外資保険会社は、2006年末13社、2007年末15社、2008年末16社、2009年末19

社、2010 年末・2011 年末は 21 社と増加しており⁶、外資保険会社の 2011 年元受収入保険料は前年比 21.7%増の 52 億 1,102 万元、マーケットシェアは 1.1%であった⁷。外資保険会社の元受収入保険料は増加しているが、マーケットシェアに大きな変化は見られない（《図表 6》参照）。

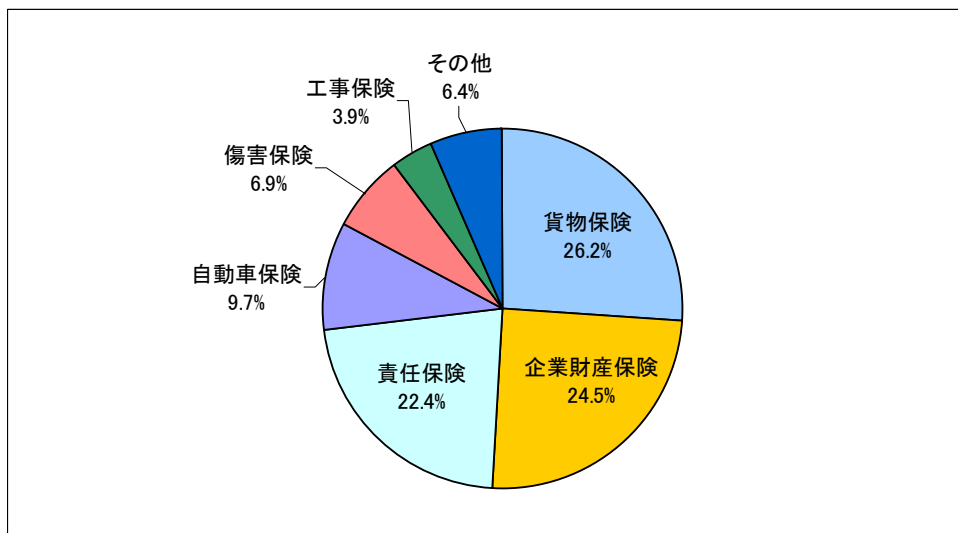
《図表 6》外資保険会社の元受収入保険料とマーケットシェアの推移（2006年－2011年）



(出典) 中国保険監督管理委員会ホームページ(visited May 6,2012)< <http://www.circ.gov.cn/web/site0/>>より損保ジャパン総合研究所作成。

外資保険会社の種目構成を見ると、貨物保険、企業財産保険および責任保険が全体の 73.1%を占めており、自動車保険が中心の中国系保険会社とは大きく構造が異なる（《図表 7》参照）。

《図表 7》外資保険会社の種目構成（2010年）



(出典) 中国保険監督管理委員会「2010－2011 中国保険市場年報」

⁶ 中国保険監督管理委員会ホームページ(visited May 6,2012)< <http://www.circ.gov.cn/web/site0/>>

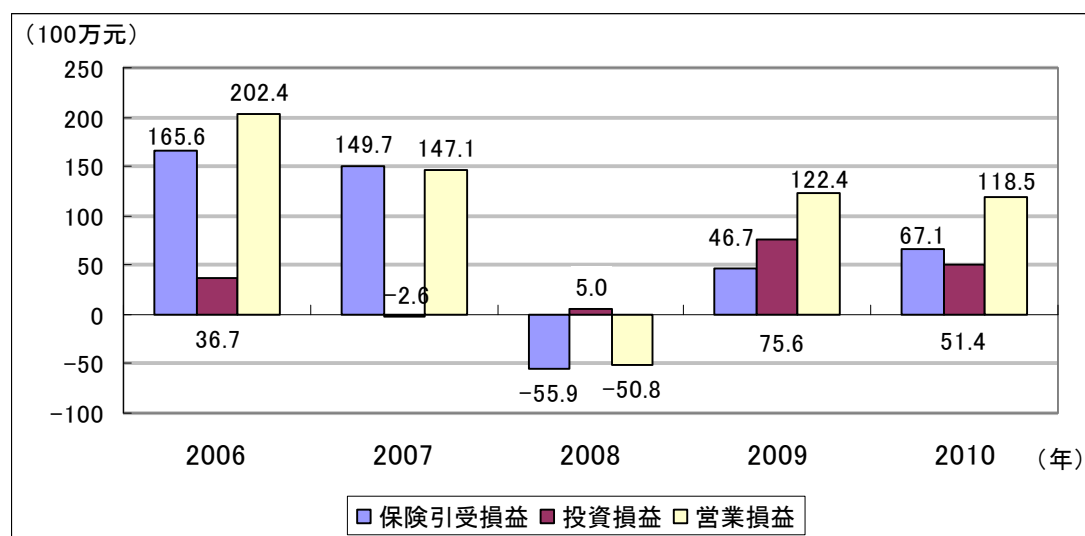
⁷ 同上

中国の自動車保険は、日本の自動車保険の仕組みと同様に2階建ての構造となっており、日本の自賠責保険にあたる自動車交通事故責任強制保険（以下、「交強險」という）と任意保険から構成されている。なお、外資保険会社には交強險の販売が認められていなかったため、《図表7》の自動車保険は任意保険を指す。

2. 外資保険会社の収益性

外資保険会社上位5社⁸（Chartis社（米国）、Liberty社（米国）、東京海上日動社（日本）、三井住友海上社（日本）、Samsung社（韓国））合計の2006年以降の営業損益の推移を見ると、2008年を除いて黒字が続いている。中国系保険会社と異なり、2008年以外は保険引受利益を挙げている。（《図表8》参照）。

《図表8》外資保険会社上位5社の営業損益（税引前）の推移（2006年－2010年）



（出典）中国保険年鑑より損保ジャパン総合研究所作成。

外資保険会社は、中国系保険会社と比べてマーケットシェアの獲得よりも事業の質を高め、利益を上げることに関心が高いといわれている⁹。また、中国の損害保険事業は、事業拡大コストと代理店手数料による負担が重く、引受利益を生み出すことは困難な状況にあるとされている¹⁰。

2009年以降、中国系保険会社のコンバインド・レシオが大幅に低下し、2010年には中国系大手保険会社3社の数値が外資保険会社上位5社の数値を下回った（《図表9》参照）。これは中国系保険会社で大きなウエイトを占める自動車保険の損害率の低下¹¹および手数料率引下げ¹²による影響と推察される。

⁸ 2011年の元受収入保険料上位5社。外資損害保険市場におけるマーケットシェアは、Chartisが20.2%、Libertyが9.9%、東京海上日動が9.1%、三井住友海上が8.6%、Samsungが8.2%であり、上位5社で56%を占めている。（中国保険監督管理委員会ホームページ）

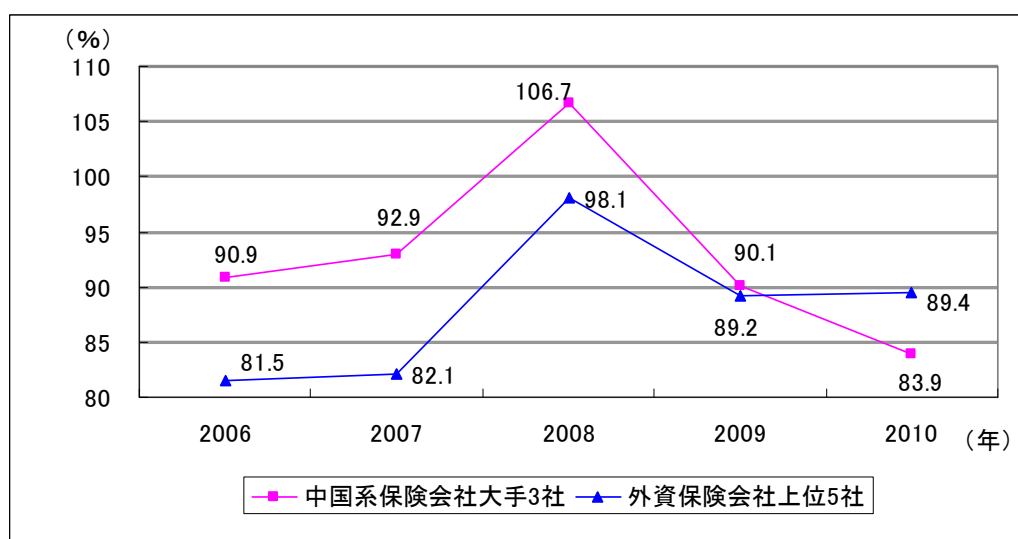
⁹ Celent, "China Insurance Market and Technology Trends 2011", Jul. 2011, p. 31

¹⁰ AXCO, "Insurance Market Report China: Non-Life (P&C)", 2011, p. 111

¹¹ 交強險を含めた自動車保険の損害率（リトンベース）は、2008年の61.5%から2009年は55.7%、2010年は45.8%に低下した（中国保険年鑑より損保ジャパン総合研究所算出）。

¹² 中国保険業協会は、自動車保険の過当な手数料競争があり、手数料率が20～30%に達している状況を踏まえ、交強險の手数料率は4%を超えない、任意保険の手数料率は実態に即して支払う、また、過当競争につながるような規則に反する手当ての支払を採用しない、という自主規制を求めた（中国保険業協会「车险行业自律与价格垄断辨析」2009年9月28日）。

《図表9》コンバインド・レシオの推移（2006年－2010年）



（出典）中国保険年鑑より損保ジャパン総合研究所作成。

2010年は、外資保険会社21社のうち5社のみが黒字であった¹³。外資保険会社が採算を取れない理由には、規制（交強險への制限、資本要件¹⁴）、支店開設および新商品販売の認可手続きに時間を要すること、支店開設に伴うコストの負担、投資チャネルの欠如、現地化の遅れ、ターゲット顧客層の選択の失敗が挙げられている¹⁵。

外資保険会社は、事業拡大にコストがかかることから、数年間の赤字は見込んでいようである。監査法人のKPMG社のレポートでは、「外資保険会社は支店ネットワーク拡大期にあたる2～3年間は損失に備えており、損保事業で採算が取れるようになるまでには約6年かかるだろう」としている¹⁶。

3. 中国市場における活動状況

（1）顧客選択

外資保険会社の中国市場における顧客ターゲットは、主に外資系企業、本国のリーディングカンパニー、輸出企業といったハイエンド企業に集中している¹⁷。その中で、外資保険会社による顧客選択は、①本国の中国進出企業を顧客層の中心に据え、段階的に現地顧客へ対象を拡大する、②顧客層を区別せずにローカルマーケットで保険販売を行う、の2つに大きく分類される。

①は日系保険会社のほか、韓国系保険会社を中心に採用されている。調査会社Celent社のレポートでは、「多くの外資保険会社は、本国の企業または中国と本国の合弁企業を対象にサービスを提供する」

¹³ 黒字の5社は、東京海上日動社、三井住友海上社、Samsung社、損害保険ジャパン社、あいおいニッセイ同和社。（中国保険監督管理委員会ホームページ）

¹⁴ 外資の合弁保険会社、独資保険会社の最低資本金は2億元またはその相当額の自由に為替取引できる通貨とされ、外国保険会社の支店は、本社から2億元相当額を下回らない自由に為替取引できる通貨を無償で割り当てなければならないことが外資保険会社管理条例実施細則で定められている。また、保険会社の登記資本金が5億元に達している場合を除き、支店開設の度に2,000万元以上を登記資本金に追加しなければならないことが保険会社管理規定で定められている。

¹⁵ Asia Insurance Review, “Findings prosperity in China”, Sep.2010, pp.43-44.

¹⁶ KPMG, “Foreign insurers in China: Opportunity and risk”,2007

¹⁷ 孫祁祥、鄭偉、「入世十年与中国保険業対外開放——理論、評価与政策選択」（経済科学出版社、2011年）、p.82

としている¹⁸。

②は欧米系保険会社を中心に採用されている。外資保険会社の保険料収入の上位2社である米国のChartis社およびLiberty社は、中国系と外資系に顧客を区別せずにローカルマーケットをターゲットとして進出している。

(2) 進出形態

ほとんどの外資保険会社は現地法人化しており、かつGenerali社(イタリア)およびGroupama社(フランス)の2社以外は独資形態で進出している(《図表10》参照)。

外資保険会社の多くは、2001年の中国のWTO加盟に伴い早期に開放された都市(上海市、北京市、広州市および深圳市)を拠点に営業活動を展開しており、これら4都市における外資保険会社の2010年の元受収入保険料は、外資保険会社全体の80.2%を占めている¹⁹。外資保険会社への段階的な市場開放は進んでおり²⁰、外資保険会社による支店拡大の動きが進んでいる。

《図表10》外資保険会社の中国進出都市(2012.5.15現在)

国	出店形態	省/直轄市 都市	上海市		北京市			広東省			天津市	重慶市	四川省	江蘇省			遼寧省	黒龍江省	山東省	浙江省	福建省	吉林省
			上海	北京	広州	深圳	仏山	天津	重慶	成都	南京	蘇州	無錫	大連	大慶	青島	杭州	福州	廈門	長春		
米国	独資	親会社	◎	○	○	○	○															
米国	独資	ALU/Chartis	◎	○	○	○	○															
米国	独資	Chubb	◎																			
米国	独資	Liberty Mutual		○	○														○			
米国	独資	XL	○																			
ドイツ	独資	Allianz	●		◎																	
イタリア	合弁	Generali	○	◎														○				
フランス	合弁	Groupama S.A.								◎												○
スイス	支店	Winterthur	△																			
スイス	支店	Zurich		△																		
英国	独資	RSA	◎	○																		
英国	独資	Lloyd's	◎																			
韓国	独資	Hyundai		◎															○			
韓国	独資	LIG																				
韓国	独資	Samsung	◎	○		○		○							○				○			
台湾	独資	Cathay	◎	○	○						●	○						○	○	○		
台湾	独資	Fubon								○											◎	
日本	独資	Aici Nissay Dowa							◎											○		
日本	独資	Mitsui Sumitomo	◎	○	○										○							
日本	独資	Nipponkoa				◎													●			
日本	独資	Sompo Japan	○	○	○										○			◎				
日本	独資	Tokio Marine	◎	○	○										○							

(注) ◎は現地法人の本社所在地。

○は現地法人の支店所在地。

●は内認可取得済み。

△は外国保険会社の支店所在地。

(出典) Conning, "China's Maturing Insurance Industry"および各社ホームページより損保ジャパン総合研究所作成。

また、外資保険会社の中国での活動には、現地法人・支店の開設のほかに再保険の引受、中国系保険会社との業務提携および中国系保険会社の株式保有が挙げられる。以下では、外資保険会社による中国系保険会社の株式保有の事例を紹介する。

¹⁸ 前掲注9, Celent

¹⁹ 中国保険監督管理委員会「2010-2011 中国保険市場年報」(2011年6月)

²⁰ 2004年に外資保険会社への地域制限は撤廃された。

① Chartis 社

Chartis 社の本国親会社である AIG 社は、2003 年、国内最大手の保険会社である PICC 社の香港証券取引所での株式公開に際し同社株式の 9.9%を取得した。当時、PICC 社は少なくとも 5 億ドルを調達し、そのうち AIG 社の取得分は 25~30%を占め、株式取得金額は約 2 億ドルになる可能性があるとして報じられた²¹。

AIG 社が PICC 社から受け取った配当金は、2005 年は 7,940 万元、2007 年は 1.1 億元、2011 年は 2.48 億元に上っており²²、Chartis 社 CEO の Carey 氏は、「非常に成功した投資」と位置づけている²³。なお、Chartis 社は中国保険市場で最大種目の自動車保険は現在販売していない。

② Insurance Australia Group (IAG) 社

オーストラリアの保険会社である Insurance Australia Group (以下、「IAG 社」という)は、現在中国に進出していないものの、中国系保険会社の渤海財産保険会社 (以下、「渤海社」という)の株式を 6 億 8,750 万元で取得する旨を 2011 年 8 月に公表した²⁴。また、IAG 社は渤海社との業務提携を公表している。

③ 東京海上日動社、SBI ホールディングス社

東京海上日動社は、2005 年に中国系保険会社の天安保険会社 (以下、「天安社」という)に 24.9%出資を行うとともに、役員を派遣し、戦略パートナーとして天安社の経営に参画した。東京海上日動社の 2006 年ディスクロージャー誌では、「この出資および経営戦略により、ローカルビジネスを中心とした中国全土への事業展開を行う基盤を獲得するとともに、今後飛躍的な発展が期待できる中国自動車保険市場への参入が可能になった」としている²⁵。

その後、2008 年に天安社の第三者割当増資に伴い²⁶、東京海上日動社の持分比率は 7.65%に低下し²⁷、2010 年 7 月、東京海上日動社は、所有する天安社の株式すべてを SBI ホールディングス社 (以下、「SBI 社」という)に譲渡した²⁸。SBI 社は、日本においてファンド運営事業、証券業務、銀行・保険・カード事業および不動産関連事業を行い、傘下には損害保険会社である SBI 損害保険社 (以下、「SBI 損保」という)がある²⁹。また、SBI 社は株式取得と同時に天安社へ役員を派遣し、経営に参画する旨を表明した³⁰。SBI 社の北尾 CEO は、「今後は SBI 損保で開発したオンラインシステムなどを導入して、オン

²¹ The New York Times, "AIG Plans to Buy 9.9% Of Large Chinese Insurer", Oct.10,2003

²² PICC, "ANNOUNCEMENT OF ANNUAL RESULTS FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER" (2003 年-2011 年)より損保ジャパン総合研究所算出。

²³ Asia Insurance Review, "Challenges for foreign insurers in China?", Sep. 2010, pp.54-55

²⁴ 2012 年 4 月、中国保険監督管理委員会の認可を取得、株式取得完了。(Insurance Australia Group ホームページ (visited May 6, 2012)

< <http://www.iag.com.au/> >

²⁵ 東京海上日動火災保険株式会社、「東京海上日動の現状 2006」

²⁶ 東京海上日動火災保険株式会社、「東京海上日動の現状 2009」

²⁷ 天安保険株式有限公司ホームページ (visited Apr.6,2012) <<http://www.tianan-insurance.com/>>

²⁸ 同上

²⁹ SBI ホールディングス株式会社ホームページ (visited Apr.6,2012) <<http://www.sbigroup.co.jp>>

³⁰ SBI ホールディングス株式会社、ニュース「中国の損害保険会社『天安保険社』の株式取得について」(2010 年 7 月 1 日)

ラインでの損保事業（自動車保険）を始める予定である」と述べている³¹。

上記①～③では外資保険会社による中国系保険会社への出資例を紹介した。外資保険会社に比べて中国系保険会社は支店開設の認可取得スピードが速いとみられている。このため、出資を25%未満に抑えて³²中国系保険会社として活動することと、100%出資の外資保険会社として活動するのではどちらが有利かという議論が広がっている³³。

4. 外資保険会社の取組事例

本項では、本章3.（1）に記載した類型②ローカルマーケットをターゲットとする外資保険会社である Chartis 社および Liberty 社の取組について紹介する。Chartis 社は、企業マーケットに対して中国系保険会社の得意ではない分野を中心に取り組むとともに、個人分野では海外旅行保険を主力商品としている点が特徴的である。一方、Liberty 社は中国系保険会社と同様にローカルマーケットに正面から取り組み、他の外資保険会社とは異なり自動車保険を主力商品としている点が特徴的である。

（1）Chartis 社（Chartis Insurance Company China Limited）

①中国進出の沿革

Chartis 社は、米国 AIG グループの損害保険ブランド AIU 名で 1992 年に中国における初めての外資保険会社として上海に進出し、2007 年 7 月に現地法人化した。2009 年に AIG グループの損害保険ブランドが「Chartis」に名称変更したことに伴い、AIU 社は Chartis Insurance Company China Limited に名称変更を行った³⁴。現在、本社のある上海市に加えて北京市、広東省、江蘇省で営業活動を行っている。

②企業概況

2011 年の元受収入保険料は 10 億 5,438 万元、外資保険会社では第 1 位、中国系保険会社を含む全 59 社のうち第 32 位であった³⁵。種目構成を見ると、責任保険の割合が 31.2%と最も高く、以下貨物保険 23.8%、傷害保険 26.0%、企業財産保険 11.9%と続いている（《図表 11》参照）。

³¹ NSJ 日本証券新聞、新春スペシャルインタビュー「SBI ホールディングス 北尾 吉孝 代表取締役執行役員 CEO に聞く」（2011 年 1 月 1 日）

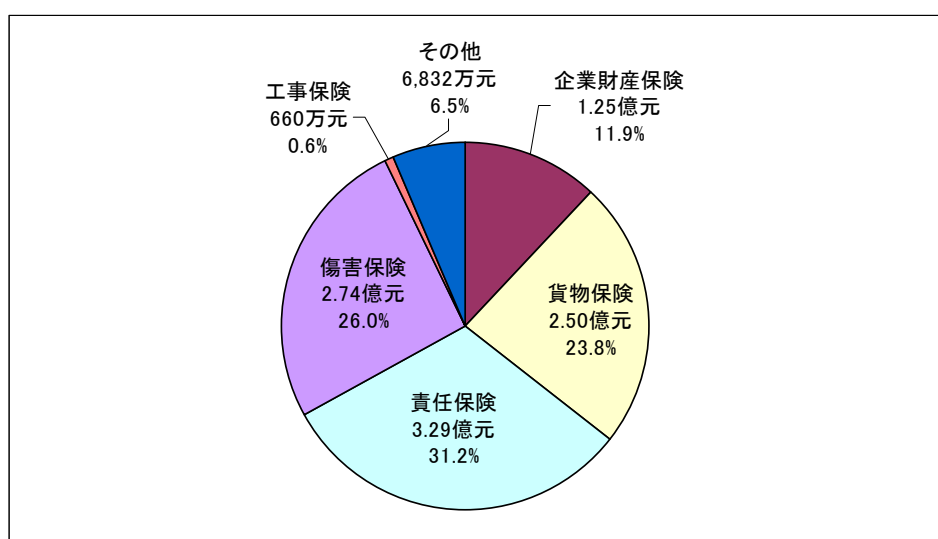
³² 外資の総出資割合が 25%未満の場合は中国系保険会社とみなされるが、25%以上の場合は外資保険会社とみなされ、全保険会社に適用される「保険会社管理規定」に加えて「外資保険会社管理規定」も適用される。

³³ 前掲注 10、AXCO、p.66

³⁴ 現地での表記は「美亜財産保険公司」のまま変更はしていない。

³⁵ 前掲注 6、中国保険監督管理委員会ホームページ

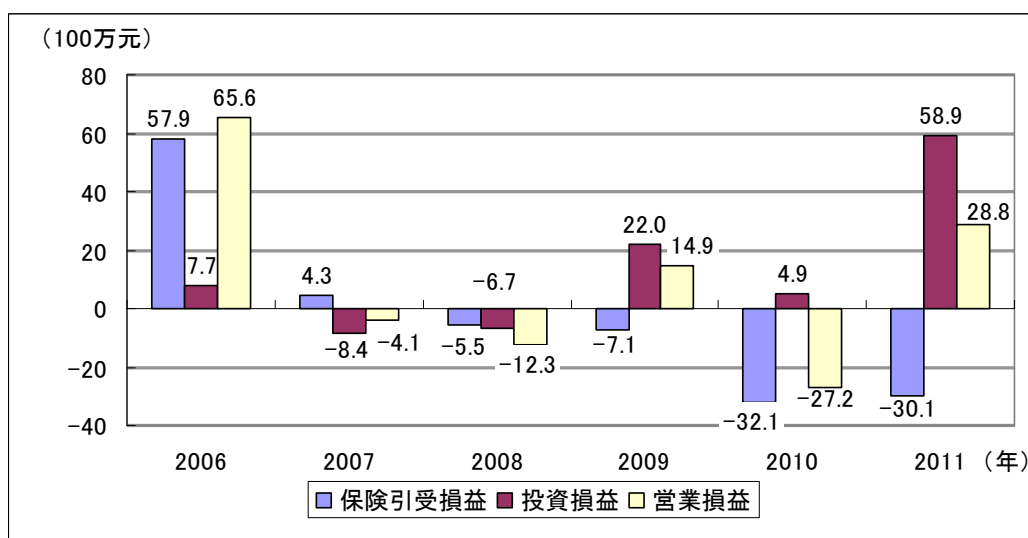
《図表11》Chartis 社の種目構成（2011年）



(出典) Chartis Insurance Company China Limited 「2011 年年度信息披露報告」より損保ジャパン総合研究所作成。

同社の営業損益の推移をみると、2006 年は黒字であったが、2007 年および 2008 年は赤字となった。2009 年に黒字転換したものの、2010 年は引受損失が発生し、再び赤字となった。2011 年は、引受損失が発生したものの投資利益により再び黒字となった（《図表 12》参照）。

《図表12》Chartis 社の営業損益の推移（2006年－2011年）



(出典) 中国保険年鑑および Chartis Insurance Company China Limited 「2011 年年度信息披露報告」より損保ジャパン総合研究所作成。

③中国における取組

Chartis 社は中国系保険会社が得意としない分野（D&O、海外旅行保険、海外リスクに対する補償等）を中心に営業している。

Chartis 社は世界にネットワークを持ち、特に海外旅行保険に強みを持っている。また、同社は世界

のネットワークを活用し、海外進出を行う中国系企業の海外拠点への補償を提供する Passport と呼ばれるサービスを提供している。

中国系企業大手の多くは国有企業であり、外資保険会社が保険販売を行うことは難しい環境にあるものの、マーケット拡大のため国有企業が多く存在する北京市に拠点を構えている³⁶。

(2) Liberty 社 (Liberty Mutual Insurance China)

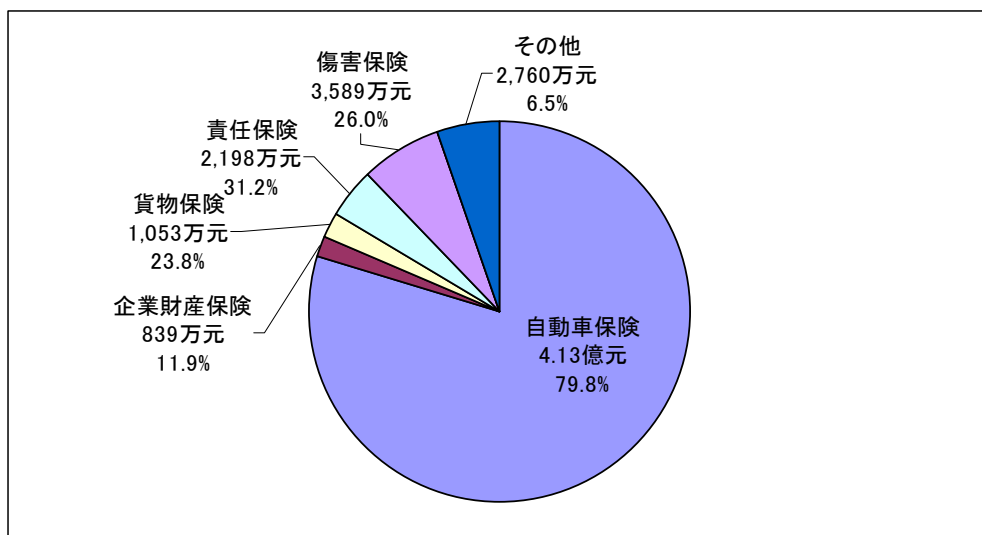
①中国進出の沿革

Liberty Mutual Insurance China 社は、米国の正味保険料国内第3位³⁷である Liberty Insurance Company Limited (以下、「LICL 社」という)の中国現地法人である。同社は、1996年に上海市に駐在員事務所を開設、2003年に重慶市に支店を開設、2007年に同支店を現地法人化した。現在は、重慶市、北京市(2009年3月開業)、浙江省(2010年8月開業)および広東省(2011年12月開業)の4都市で営業活動を行っている。

②企業概況

2011年の元受収入保険料は、前年比35.63%増の5億1739万元であり、外資保険会社では Chartis 社に続き第2位、中国系含む全社では第34位であった³⁸。《図表7》のとおり、外資保険会社の種目構成は、企業財産保険、貨物保険および責任保険の占める割合が大きいが、Liberty 社の種目構成は、《図表3》の中国損害保険市場全体のそれと類似しており、自動車保険が中心となっている。同社は2005年より自動車保険を販売しており³⁹、そのウエイトは、約80%となっている。(《図表13》参照)。

《図表13》 Liberty 社の種目構成 (2011年)



(出典) LibertyMutual Insurance China 「監査済財務諸表」より損保ジャパン総合研究所作成。

³⁶ 2012年3月6日 Chartis 社インタビューによる。

³⁷ Liberty Mutual Insurance 社ホームページ(visited May 28,2012),<<http://www.libertymutualgroup.com/>>

³⁸ 前掲注6、中国保険監督管理委員会ホームページ

³⁹ LibertyMutual Insurance China 社ホームページ(visited May 28,2012),<<http://www.libertymutual.com.cn/>>

元受収入保険料は2006年から2011年にかけて順調に増加し約15倍となり、正味損害率は2008年以降50%近傍で推移し安定している。2009年以降は支店開設に伴い、事業費の負担も大きくなっているが、保険料の増加と手数料率の低下により正味事業費率は着実に下がってきており《図表14》参照)、重慶のみで見ると2010年に黒字転換したとしている⁴⁰。なお、前述のとおり支店開設のコストがかかることから、Liberty社担当者は、「本国からは3～5年間での黒字化を目標とするよう指示を受けている」と述べている⁴¹。

《図表14》Liberty社の事業費とコンバインド・レシオの推移（2006年－2011年）

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
元受保険料(100万元)	34.57	66.08	114.50	221.78	381.47	517.39
元受手数料率(%)	17.8	17.1	24.2	25.8	18.4	18.4
正味損害率(%)	38.0	65.4	47.9	49.0	50.1	54.9
正味事業費率(%)	131.2	103.7	93.8	74.2	60.7	57.8
コンバインド・レシオ	169.2	169.0	141.7	123.2	110.8	112.7

(出典) 中国保険年鑑およびLibertyMutual Insurance China「監査済財務諸表」より損保ジャパン総合研究所作成。

③中国における取組

米国のLiberty Mutual Group⁴²（以下、「LMG社」という）は、事業戦略上中国を重要視している。同社CEO（2007年当時）のKelly氏は、「中国は世界戦略には欠かせない要素」と捉えている⁴³。また、LICL社CEOのTang氏は、「中国は安定的で急速な経済成長と高い貯蓄率があり、大きな可能性がある市場」と述べており⁴⁴、中国市場に高い期待を寄せている。

LMG社の国際部門（Liberty International）では、①個人分野および小規模事業者向けの商品を取扱うローカル事業、②専門性の高い企業分野商品（specialty commercial insurance）と再保険を取扱うLiberty International Underwriters（LIU）の2つのアプローチを掲げている⁴⁵。中国においては①および②の両方に取り組んでおり、それぞれの部門を設けている⁴⁶。

売上は自動車保険を中心としており、顧客層は個人が70～80%を占める。

a. 販売チャネル

Liberty社の保険販売は、主にディーラー、銀行・保証会社および直販社員を介して実施されている。

以下、重慶における各チャネルの概況をLiberty社へのインタビューを中心に紹介する。

ア. ディーラー

Liberty社は、17拠点のディーラーで自動車保険を販売しており、保険料収入の18%を占めている。なお、同社は特定の自動車メーカーとの保険提携販売は実施しておらず、地元の有力企業が設立する「4S

⁴⁰ 2012年3月7日Liberty社インタビューによる。

⁴¹ 同上

⁴² Liberty Mutual Group傘下にLiberty Insurance Company Limited（LICL社）がある。

⁴³ Liberty Mutual Press Release, “Chinese Regulators Approve Liberty Mutual Group’s License To Establish Wholly Owned Subsidiary”, Jul.25,2007

⁴⁴ China Daily, “Liberty Mutual taking giant steps in China”, Dec.2,2010

⁴⁵ Liberty Mutual Group, 2010 Annual Report

⁴⁶ 前掲注40

店⁴⁷と呼ばれるディーラーに代理店委託し、保険販売を実施している。

イ. 銀行・保証会社

Liberty 社の 8 拠点の銀行・保証会社では、ローンを組み顧客に対して保険販売を行っている。銀行の窓口販売は自動車保険を中心に取扱っており、その他に個人向け火災保険と傷害保険を取扱う。銀行・保証会社チャネルは、保険料収入の 30%を占めている。

ウ. 直販社員

Liberty 社には直販社員制度があり、保険料収入の 30%を占めている。同社の直販社員は、3 ヶ月のトレーニングを受けた後、3 ヶ月間に 1 ヶ月あたり 18 万円の保険料売上を達成すると正式採用される仕組みとなっている。2011 年の直販社員数は 50 名であった。直販社員は販売経験者（保険に限らない）が多く、個人の人脈を利用して自動車保険を中心に販売を行っている。

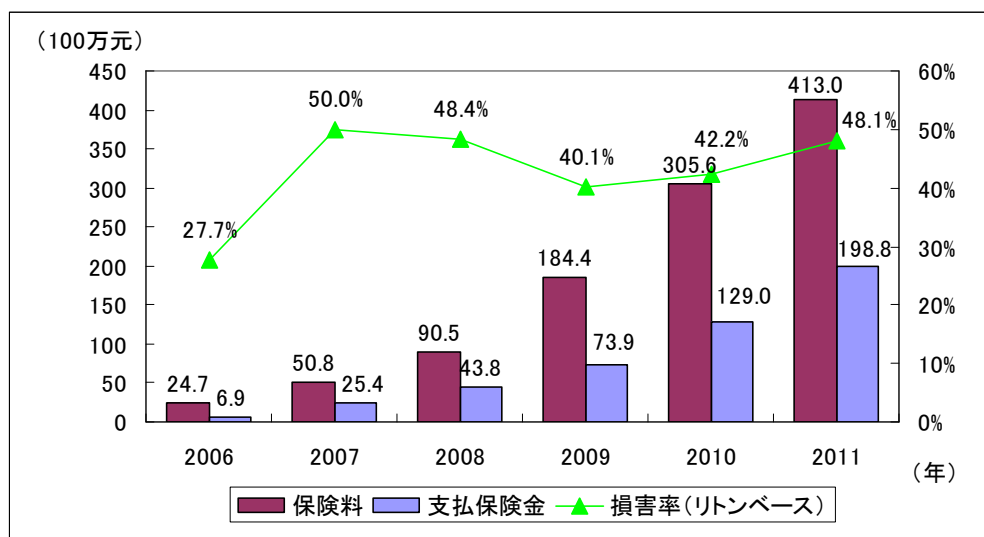
b. 自動車保険の取組

以下では、Liberty 社の中心的な種目である自動車保険の取組を同社へのインタビューを中心に紹介する。

ア. 自動車保険の概況

外資保険会社は、交強險の引受が制限されているため自動車保険の保険料規模は小さいとされているが、Liberty 社の自動車保険料は堅調に増加している。同社の 2011 年の自動車保険料は 4 億 1,302 万元、同支払保険金は 1 億 9,879 万元、リトン損害率は 48.1%であった（《図表 15》参照）。

《図表15》 Liberty 社の自動車保険料と支払保険金の推移（2006年－2011年）



(出典) 中国保険年鑑および LibertyMutual Insurance China 「監査済財務諸表」より損保ジャパン総合研究所作成。

⁴⁷ 4S とは、Sales、Spareparts、Service、Survey を指す。

一方、自動車保険の継続率は45%であり課題となっている。継続率が低い背景について、同社の担当者は、クレーム処理等の良質なサービスを提供しているが、そうしたサービスを受けることのなかった無事故の契約者が更改時に保険料の安い電話やインターネットを通じた通信販売⁴⁸に移行していると述べている。

イ. 中国大地財産保険会社との業務提携

Liberty社は中国大地財産保険会社（以下、「大地社」という）と業務提携し、自動車保険について販売と保険金支払を共同で行っている。主にディーラーチャンネルにおいて大地社が交強險を、Liberty社が任意保険を販売する。代理店（ディーラー）が両方の保険契約を同時に取扱うが、交強險と任意保険の申込書は保険会社ごとに必要であり、保険証券も各社で作成される。

クレーム処理体制は、支払額が少額（数千円程度）の場合には交強險および任意保険両方の保険金支払をLiberty社が一括で実施し、Liberty社が大地社の代わりに支払った交強險の保険金相当額を後から大地社がLiberty社に支払う仕組みとなっている。大きな事故の場合には共同でサーベイを実施する。

提携販売のメリットは、交強險と任意保険は同時に加入されることが多いため、Liberty社は業務提携によって任意保険の販売機会を得ることができる点である。

ウ. 保険金支払等のサービス体制

Liberty社は重慶市と北京市に直営のクレーム処理センターを所有している。重慶市では、40ヶ所のディーラーおよび整備工場がサービス拠点となっており、事故車の写真撮影といったサーベイを依頼している。クレーム処理は、営業地域内においては同社の損害査定部が実施し、営業地域外においてはロスアジャスターに依頼している。

IV. 中国自動車保険市場の概況

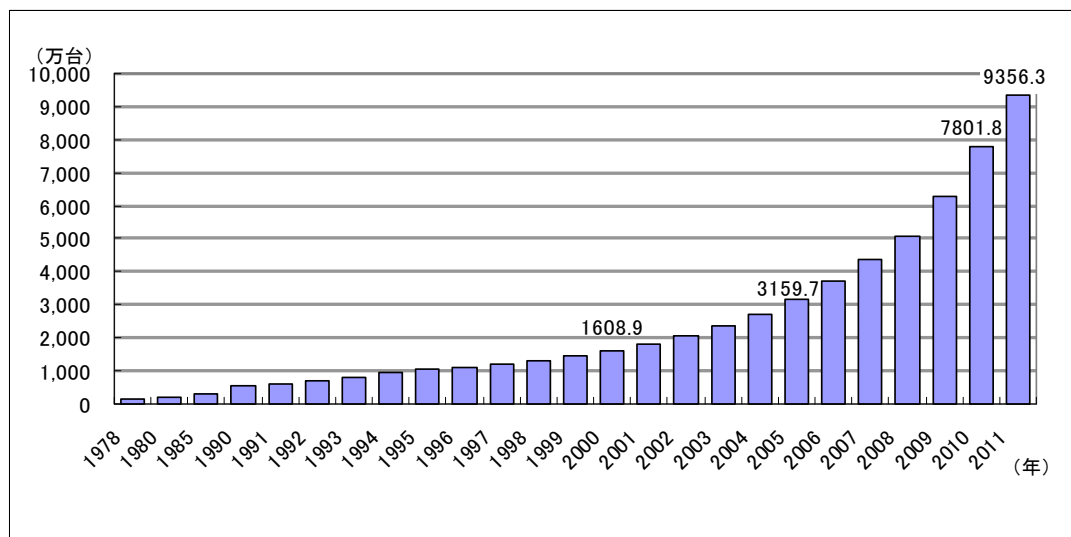
中国の自動車市場は、2001年のWTO加盟以降徐々に開放され、中国の各種政策⁴⁹の影響もあり、モータリゼーションが急速に進行した。自動車保有台数は、2000年は1,608.9万台、2005年は3,159.7万台、2010年は7,801.8万台で世界第2位となり、2011年には9,356.3万台となった⁵⁰。2000年から2011年までの間で保有台数は約5.8倍になった（《図表16》参照）。

⁴⁸ 通信販売は保険料の15%割引が適用される。重慶市の保険会社21社のうち、通販を行っている保険会社は11社（2012年3月7日Liberty社インタビューによる）。

⁴⁹ 2009年には、内需刺激策として自動車買い替え助成金、農村部普及策、小型車減税（いずれも2010年末で終了）を実施した。

⁵⁰ 中華人民共和国国家統計局「中国統計摘要2012」

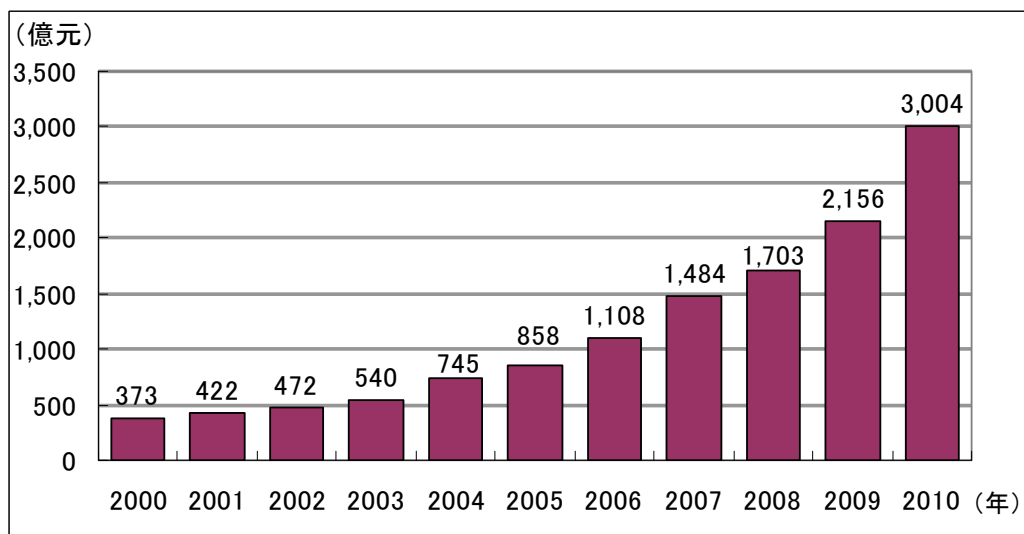
《図表16》中国の自動車保有台数推移（1978年－2011年）



(出典) 中国統計年鑑および中華人民共和国国家统计局ホームページより損保ジャパン総合研究所作成。

自動車保有台数の増加とともに、自動車保険料も増加し、2000年から2010年までの間で保険料は約8倍となっている。(《図表17》参照)。

《図表17》中国の自動車保険料推移（2000年－2010年）

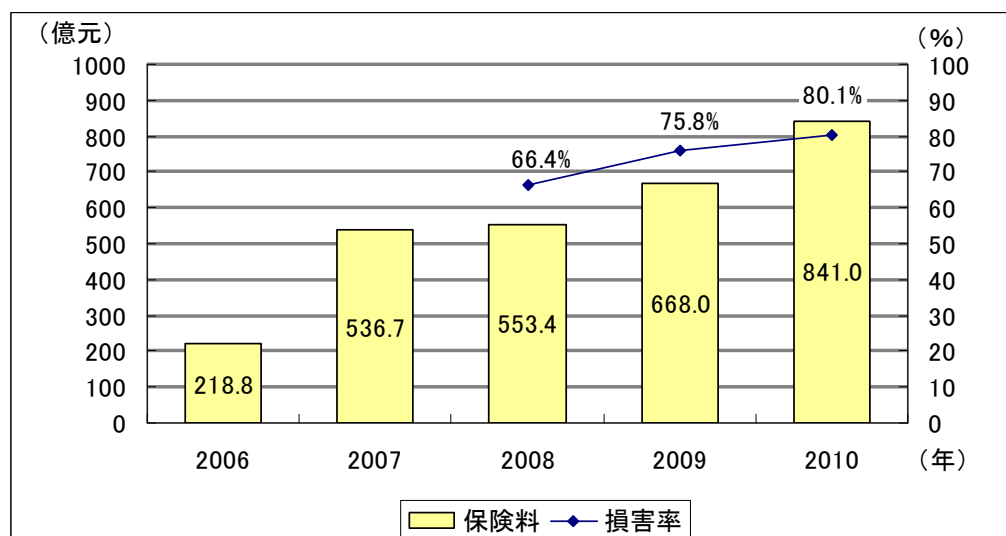


(注) 自動車保険は、強制保険を含む。

(出典) Thomson Reuters Datastream

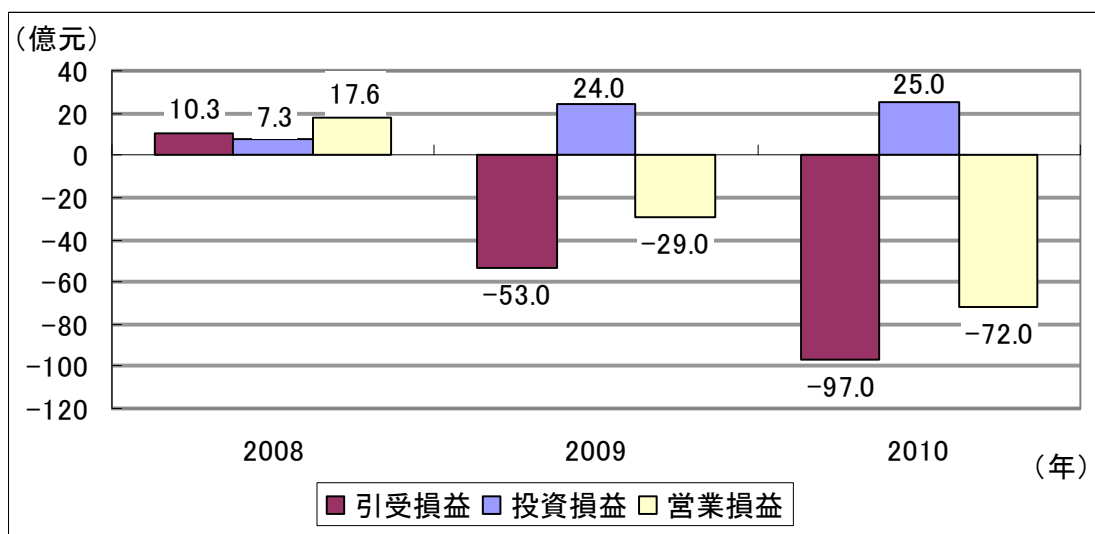
交強險の元受収入保険料は、2006年の218.8億元から2010年には840.5億元へ増加した(《図表18》参照)。また、2010年の損害率(アーンド)は80.1%であった。営業損益の推移を見ると、2009年および2010年は損害率悪化により引受損失が発生し、赤字となっている(《図表19》参照)。

《図表18》交強險の元受収入保険料と損害率（アーンド）推移（2006年－2010年）



（出典）中国保険監督管理委員会ホームページ（2006年）、中国保険市場発展報告（2007年・2008年）、中国保険業協会ホームページ（2009年・2010年）より損保ジャパン総合研究所作成。

《図表19》交強險の営業損益推移（2008年－2010年）



（出典）中国保険監督管理委員会ホームページより損保ジャパン総合研究所作成。

V. 交強險開放と外資保険会社の伸張可能性

1. 外資保険会社の自動車保険販売

（1）交強險の販売制限

外資保険会社には交強險の販売が認められておらず、外資保険会社は任意保険のみ取扱が可能であった。中国の元受収入保険料の74.6%を自動車保険が占めていることから、交強險の販売制限が外資保険会社のシェア拡大の障壁となっているといわれている。あるアナリストは、「契約者は交強險と任意保険を同じ保険会社から購入する傾向にあるため、交強險の販売制限は外資保険会社が中国系保険会社に敗

れる原因となっている」と述べている⁵¹。

中国の自動車保険市場について Chartis 社 CEO の Carey 氏は 2011 年 9 月に、「現時点では、自動車保険事業は中国系保険会社が支配しており、安価な保険料でマーケットシェアを拡大しようとしている。それは低いマージン、低い収益をもたらしており、長期的には保険市場に不健全な状況をもたらす」という見解を示した⁵²。

(2) 中国系保険会社との提携販売

前述のとおり外資保険会社には交強險の販売制限があること、また交強險と任意保険を同じ保険会社から購入する傾向にあることから、中国系保険会社と提携して自動車保険を販売する外資保険会社が存在する。これは、交強險を中国系保険会社が、任意保険を外資保険会社が販売するものである。たとえば、ドイツの Allianz 社および韓国の Samsung 社は、中国系保険会社の华泰 (Huatai) 財産保険社と提携し、任意保険を販売している。また、先に述べたとおり Liberty 社は大地社と業務提携を行っている。

2. 交強險の開放

自動車保険は、最も重要な保険料の収入源であり大量の顧客資源であることから⁵³、強制保険部分である交強險の開放を望む声の外資保険会社の間で挙がっていた。Chartis 社 CEO の Carey 氏は 2011 年 11 月に、「競争は市場の発展にとっては良いことである」と述べ、同社は現在任意保険の販売を行っていないものの、交強險が外資保険会社に開放された際には参入する意思を示している⁵⁴。Allianz 社のアジア太平洋地域代表 Goyal 氏は同時期に、「中国が世界最大かつ最速で成長する自動車市場であることを鑑みれば、交強險の外資開放は当然歓迎する。交強險が外資保険会社に開放された際には、世界における経験を中国市場にもたらしることができるだろう」と述べている⁵⁵。《図表 18》のとおり交強險の損害率は高いものの、このように外資保険会社からは交強險参入に意欲的な声が聞かれた。Liberty 社は交強險を販売するメリットについて、交強險を販売することで売上を伸ばすことが可能になること、現在同社が実施している提携販売コスト⁵⁶を抑えることができること、そして 1 社で交強險と任意保険を販売することで契約者の利便性を高めることができることを挙げている⁵⁷。同社も Chartis 社と同様に、交強險が外資へ開放された際には販売を行う意思を表明している⁵⁸。

本年 2 月、習近平中国国家副主席の訪米を受け発表された米中両国の経済関係強化に関する共同文書の中で、中国が交強險業務を外資保険会社に開放する旨が記載された。その後、5 月 1 日付で改正強制

⁵¹ Asia Insurance Review, “China: Beijing may give green light to foreign insurers to move into auto insurance market”, May.5.2011

⁵² 前掲注 23、Asia Insurance Review

⁵³ 前掲注 17、孫祚祥、鄭偉、p.80

⁵⁴ Asia Insurance Review, “Foreign players waiting for green light to offer MTPL auto insurance”, Nov.2011, p.58

⁵⁵ 同上

⁵⁶ 交強險と任意保険の証券は各保険会社で発行するため、Liberty 社の直販社員は、提携先の大地社に交強險の証券を受け取りに行く必要がある (2012 年 3 月 7 日 Liberty 社インタビューによる)。

⁵⁷ 前掲注 40

⁵⁸ 同上

自動車交通事故責任保険条例が施行され⁵⁹、外資保険会社に交強險が開放されることとなった。従来同条例では、「CIRC の認可を受けた中国資本の保険会社は交強險業務を取扱うことができる」と交強險業務を中国系保険会社に限定していたが、今回の改正では「CIRC の認可を受けた保険会社」と変更されており、このことは交強險の取扱が外資に開放されたことを意味している。

監査法人 PricewaterhouseCoopers の保険担当者 Ling 氏は、交強險の外資保険会社への開放が損害保険会社のパイの拡大につながる可能性を指摘している⁶⁰。また、三井住友海上社の Yu 氏は、「外資への開放は中国市場にとって朗報であり、重要なターニングポイントとなるだろう」としている⁶¹。しかし、交強險の開放による中国系保険会社への影響は限定的であるという見方も多い。PICC 社の Xiaoli 氏は、Bloomberg 社の電話取材に対して、交強險の外資保険会社への開放による影響は中国系保険会社にとって「非常に限定的」とコメントしている⁶²。PICC 社のシニアエコノミスト Huijing 氏は、「外資保険会社との競争によって悪影響を受ける中国系保険会社がある一方、競争によるイノベーションを起こす保険会社もあるだろう。外資保険会社はなんらかの競争を中国系保険会社にもたらすだろうが、それは限定的である」と述べている⁶³。また、上海を拠点とする投資銀行の Core Pacific-Yamaichi International 社のアナリストは、「中国系保険会社がすでにマーケットにおける地位を確立しており、外資保険会社はマーケットシェアの拡大に時間がかかるため短期的な影響は小さい」と予測している⁶⁴。

VI. おわりに

本稿では、急速な発展期にある中国保険市場と進出する外資保険会社の動向について記載した。

本年 5 月に始まった交強險の外資開放は、契約者の選択肢の増加および利便性の向上につながるとみられるが、ノーロス・ノープロフィットで運営されているため、外資保険会社の利益への貢献は小さいと考えられる。日本では強制保険である自賠責保険の販売制限はないにもかかわらず、外資保険会社による取扱は少ない。2010 年度の元受正味保険料の種目別内訳を見ると、国内保険会社は任意保険が 3 兆 4,314 億円で全種目の 44.3%、自賠責保険が 8,633 億円で同 10%であるのに対し、外資保険会社は任意保険が 1,459.3 億円で全種目の 30%、自賠責保険が 37.9 億円で同 0.8%であった⁶⁵。

現在の中国は、かつての日本が経験したモータリゼーションおよび自動車保険市場の拡大を経験している。日本では 1965 年以降本格的なモータリゼーションが到来し、自動車保有台数⁶⁶および自動車保険料収入は増加した。1996 年の保険業法改正・日米保険協議、1997 年のリスク細分型自動車保険の認可開始、そして 1998 年の算定会料率使用義務の廃止といった規制緩和の流れを受け、外資保険会社の通信販売による自動車保険市場への参入が始まった。1997 年に米国 AIG グループのアメリカンホーム社

⁵⁹ 中国国务院令第 618 号「機動車交通事故責任強制保険条例（2012 年 3 月改正）」

⁶⁰ Asia Insurance Review, “China: Foreign insurers to be allowed to enter mandatory motor third-party liability business”, Feb. 17, 2012

⁶¹ China Business Focus, “Who Benefits from Opening Compulsory Traffic Insurance?”, Apr. 10, 2012

⁶² Bloomberg, “China’s Auto Insurance Policy May Lift Profitability, PICC Says”, Feb. 16, 2012

⁶³ 前掲注 54、Asia Insurance Review

⁶⁴ Bloomberg, “China Regulator Said to Submit Plan for Foreign Auto Insurers”, Oct. 20, 2011

⁶⁵ 外資保険会社には、1996 年に日本法人化したエース損害保険会社の保険料を外資保険会社の保険料に含めている。（保険研究所「インシュアランス損害保険統計号 2011 年版」）

⁶⁶ 1965 年度の 812 万台から増加を続け、2006 年度には 7,924 万台とピークに達し、2010 年度は 7,866 万台であった（財団法人自動車検査登録情報協会ホームページ（visited May 6, 2011）< <http://www.airia.or.jp/> >）。

が通販型リスク細分型自動車保険の販売を開始、1998年にスイスのチューリッヒ社が参入、1999年にはフランスのアクサ社が参入した。

日本における任意保険の外資保険会社を除いた元受収入保険料は1997年の3兆6,889億円をピークに、2010年度は3兆4,314億円に留まっている。一方、任意保険市場における外資保険会社のマーケットシェアの推移を見ると、1989年度の2.9%から1996年度には2.0%に落ち込んだものの、規制緩和後外資保険会社はシェアを拡大し、2010年度には4.1%となった⁶⁷。外資保険会社は、通販型のリスク細分型自動車保険で日本市場の開拓を進め、規模は小さいながらも着実にマーケットシェアを拡大している。

2010年の中国のGDPに対する損害保険料の割合は1.3%、1人あたりの損害保険料は52.9米ドルであり、全世界の数値2.9%、263.0米ドルをはるかに下回っていることから⁶⁸、中国保険市場は発展の余地が大きいといわれている。さらに、中国の自動車保有台数は2010年にGDPと同様に世界第2位となったものの、自動車普及率はまだ低いことから⁶⁹、今後更に保有台数が増加し、自動車保険市場が拡大することが期待される。また、中所得層および都市人口の増加により、外資保険会社の成長機会は大きいといえる⁷⁰。現在、中国では交強險の外資開放に加え、任意保険の約款・保険料の自由化に向けた動きも少しずつ見られている⁷¹。交強險の開放よりもむしろ任意保険の規制緩和が進むことが、リスク細分型のプライシング、通販型の販売方法、保険金支払サービスといった本国で培われた保険技術を活かした商品設計、引受方法およびサービスの導入などにより、営業拠点の少ない外資保険会社の伸張につながるのではないかと考えられる。

⁶⁷ マーケットシェアは、1996年に日本法人化したエース損害保険会社の保険料を外資保険会社の保険料に含めて算出。(保険研究所「インシュアランス損害保険統計号」1990年版～2011年版)

⁶⁸ Swiss Re, sigma No2/2011 “World insurance in 2010”

⁶⁹ 人口1,000人あたりの保有台数を2009年の統計と比較してみると、最大の自動車保有国である米国の802台、日本の589台に対して中国は47台。(世界銀行ホームページ(visited May 6,2011)< <http://data.worldbank.org/>>)

⁷⁰ moody's press release ,Nov.30,2011

⁷¹ 中国保険監督管理委員会は本年2月に約款と料率の自由化に向けた通達を公布し、一定の要件(30万台以上の引受データを保有、コンバインド・レシオは100を下回る等)を満たした保険会社は独自の約款と料率を使用できることとなった。しかし、実際に要件を満たすのは中国系保険会社の平安社とCPIC社のみであり、現状では外資保険会社は中国保険業協会が設定する標準約款と参考純率を使用せざるを得ない状況である。

《BOX》中国の交強險と任意保険

交強險は、「ノーロス・ノープロフィット」の原則で2006年に導入され、全国統一の補償内容・保険料が使用されている。現在は保険料決定要素に被保険者の交通事故履歴が採用されている。補償内容は、死亡・後遺障害賠償限度額11万元（134.2万円）、医療費用賠償限度額1万元（12.2万円）、財産損害賠償限度額2,000元（2.4万円）。被保険者が無責のときは、無責死亡・後遺障害賠償限度額1.1万元（14.3万円）、無責医療費用賠償限度額1,000元（1.2万円）、無責財産損害賠償限度額100元（1,220円）。日本と異なり、対物補償を行う。基準料率は、車種および座席数や排気量といった車両の分類によって設定されている。例えば、新規契約の6座席未満の自家用乗用車の年間保険料は950元（11,590円）である。

任意保険の基本的な補償内容は、第三者賠償責任（対人・対物）、車両（損失、盗難）、搭乗者傷害である。保険会社は、中国系保険会社大手3社が中国保険監督管理委員会（CIRC）から認可を受けた3種の基本約款のいずれかを選択し、認可を受ける。3種の基本約款が定める補償範囲は基本的に同一である。任意保険の保険料は、被保険自動車の型式・年式、車両価格、用途、運転者の年齢、性別、保険金請求履歴、年間走行距離などの要素によって決定される。また、一部地域では、交通違反履歴を反映させた料率を導入している。保険料水準は、同一営業地域・同一要素であれば全社基本的に同一である。たとえば、上海市で6座席未満の自家用乗用車を一般的な補償内容（車両：10万元（122万円）、第三者賠償責任：30万元（366万円）、搭乗者傷害：2万元（24.4万円）、運転者年齢30歳の条件で新規契約を行った際の年間保険料は約6,000元（73,200円）である。

（注）1元=12.2円で算出。

株式会社 損保ジャパン総合研究所

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-2-3 損保ジャパン神田淡路町ビル4階

TEL 03(5256)8170 FAX 03(5256)8177

URL <http://www.sj-ri.co.jp> E-mail webmaster@sj-ri.co.jp